

2/16 火  
3/15 月

# 税の確定申告

確定申告期間中は、左ページの日程のとおり申告相談を実施します。役場での申告は混雑することが予想されます。必要書類が整った人は、四国税理士会の無料相談や松山税務署などで早めに申告することをすすめします。

期限内に申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければなりません。正しく早めに申告しましょう。

なお、不動産、株式（源泉徴収口座を除く）などの譲渡所得がある人は、税務署での申告をお願いします。

## 申告に必要なもの

- ① 印鑑（認印で可）
- ② 税務署から申告書を送付されている人はその申告書
- ③ 給与や年金の平成21年分の源泉徴収票
- ④ 農業、営業、不動産所得がある人は、収支内訳書（収入、経費を必ず集計して来てください）
- ⑤ 社会保険料、生命保険料、地震保険料の控除を受ける人は、領収書や支払（控除）証明書
- ⑥ 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書（集計は自己身でしてください）
- ⑦ 還付金の受取口座（本人名義）番号が分かるもの

## 申告相談日程

受付時間 9時～11時30分  
13時～16時

### ● 役場申告会場

とき 2月16日(火)  
～3月15日(月)  
※土・日曜日は除く

ところ 役場 2階大会議室

### ● 各地区公民館・集会所

期 間	9時～11時30分	13時～16時
2	22 月	大 間
	23 火	恵久美 上高柳
	24 水	北川原 昌農内
	25 木	塩 屋 西高柳
	26 金	永 田 西古泉
	27 土	
	28 日	
	3	1 月
2 火		大 溝 中川原
3 水		横 田 鶴 吉
4 木		新 立 出 作
5 金		南黒田 神 崎
6 土		
7 日		
8 月		本 村 筒 井
9 火		宗意原 北黒田

## 税務署からのお知らせ

### ● 振替納税制度をご利用ください

所得税や個人事業者の消費税の納税方法は、振替納税が安心で便利です。  
新たに振替納税を希望する場合は、税務署か預貯金先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

### ● にせ税理士に注意

税務相談は、税理士又は税理士法人でなければできないことが法律で規定されています。にせ税理士には、くれぐれもご注意ください。

### ● さらに便利で使いやすく! e-Tax

自宅や事務所から申告や納税ができるサービスです。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータをそのまま取り込み、電子申告することができます。  
e-Tax を使えば①ホームページから簡単申告②最高5,000円の税額控除（平成19年又は20年分の申告で適用を受けた人は対象外）③添付書類が提出不要④還付金がスピーディーと、大変便利です。詳しくはe-Taxのホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

## 所得 税

### ● 申告が必要な人

- 給与や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- 給与を2か所以上の事業所からもらっている人
- 事業をしている人、不動産収入がある人、土地や建物を売った人などで、平成21年中の所得合計額が基礎控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人
- 平成21年中の給与収入が2千万円を超える人

### ● 還付申告

申告の必要がない場合でも、次のような人は申告をすると源泉徴収された所得税が還付されます。

- 住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる人
- 年末調整を受けていない人
- 雑損控除や医療費控除を受ける人 など

※ 還付を受けるために確定申告をする場合は、給与や退職所得以外の所得の合計が20万円以下でも、これを含めて申告しなければなりません。

## 四国税理士会の無料相談

- 日 時 2月9日(火)・10日(水)  
9時～16時(12時～13時は昼休み)
- 場 所 役場2階大会議室
- 対象者 年金に係る雑所得者・給与所得者  
※住宅借入金等特別控除適用者、譲渡所得のある人、法人の代表者などで関与税理士がいる場合は対象外です。
- 内 容 年金受給者などのための所得税申告書作成
- 持参品 上記の **申告に必要なもの** 参照

☎ 四国税理士会松山支部 ☎ 945-5761

## 松山税務署での確定申告相談

- 期 間 所得税 2月16日(火)～3月15日(月)  
贈与税 2月 1日(月)～3月15日(月)  
消費税・地方消費税 ～3月31日(水)  
※土・日曜日、祝日を除きますが、2月21日(日)、2月28日(日)は実施します。
  - 時 間 9時～17時
  - 場 所 松山税務署  
(松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎)
  - 内 容 所得税、贈与税、消費税・地方消費税の申告書類などの作成
  - 持参品 上記の **申告に必要なもの** 参照
- ☎ 松山税務署 ☎ 941-9121 (自動音声案内)

## 町 民 税

### ● 申告が必要な人

平成22年1月1日現在、町内に住所があり、前年中の状況が次の①～③のいずれかに該当する人です。ただし、所得税の確定申告をした人は必要ありません。

- ① 営業、農業、パート、不動産、配当などの収入があった人
- ② 給与所得以外に20万円以下の収入があった人
- ③ 厚生年金や国民年金などから年金を受給している人

☎ 【町民税について】  
税務課町民税係  
☎ 985-4110  
【所得税について】  
松山税務署  
☎ 941-9121  
(自動音声案内)